



2012.05.30 JAMPシンポジウム 中央大学 駿河台記念館

製品含有化学物質管理の標準化

菅谷 隆夫
みずほ情報総研株式会社
環境エネルギー第2部

1



本講演でお話しする事項

製品含有化学物質管理の標準化

1. 標準化の背景
2. 「共通化」への取り組み経緯
3. 標準化の検討
4. 標準化の効果と今後

製品含有化学物質に対する法規制等の手段

[含有を制限する]

- 最大許容濃度の制限
 - RoHS指令、ELV指令
- 特定用途のみでの含有可、申請により認可された用途での含有
 - EU・REACH規則の制限・認可

[含有を把握する]

- 管理当局への含有化学物質情報の届出
 - EU・REACH規則のECHAへの届出(成形品)

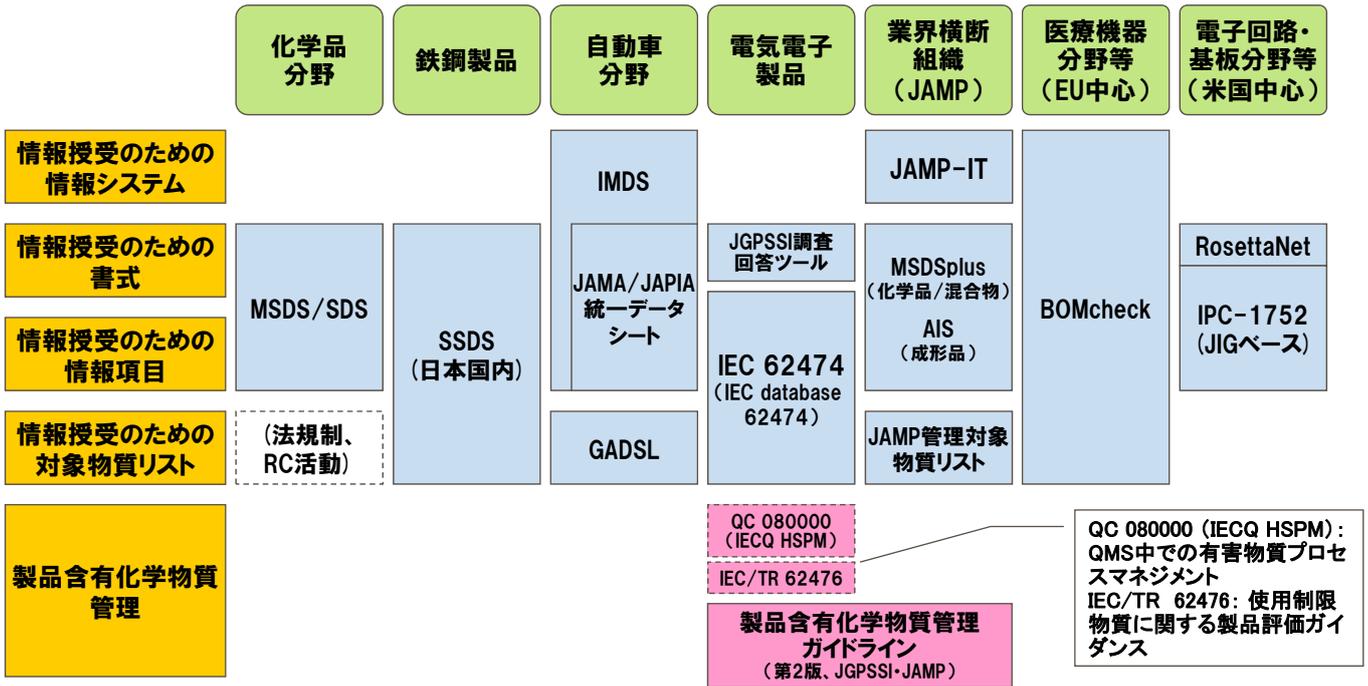
[含有情報の伝達開示(供給先、消費者)]

- 含有化学物質情報の伝達
 - EU・REACH規則の供給先への情報伝達、消費者への情報提供(認可対象候補物質(SVHC))
- 含有化学物質情報の開示
 - J-Moss(資源有効利用促進法):製品へのマーク表示、ウェブサイトでの含有状況表示

サプライチェーンを巡る製品含有化学物質の課題・状況

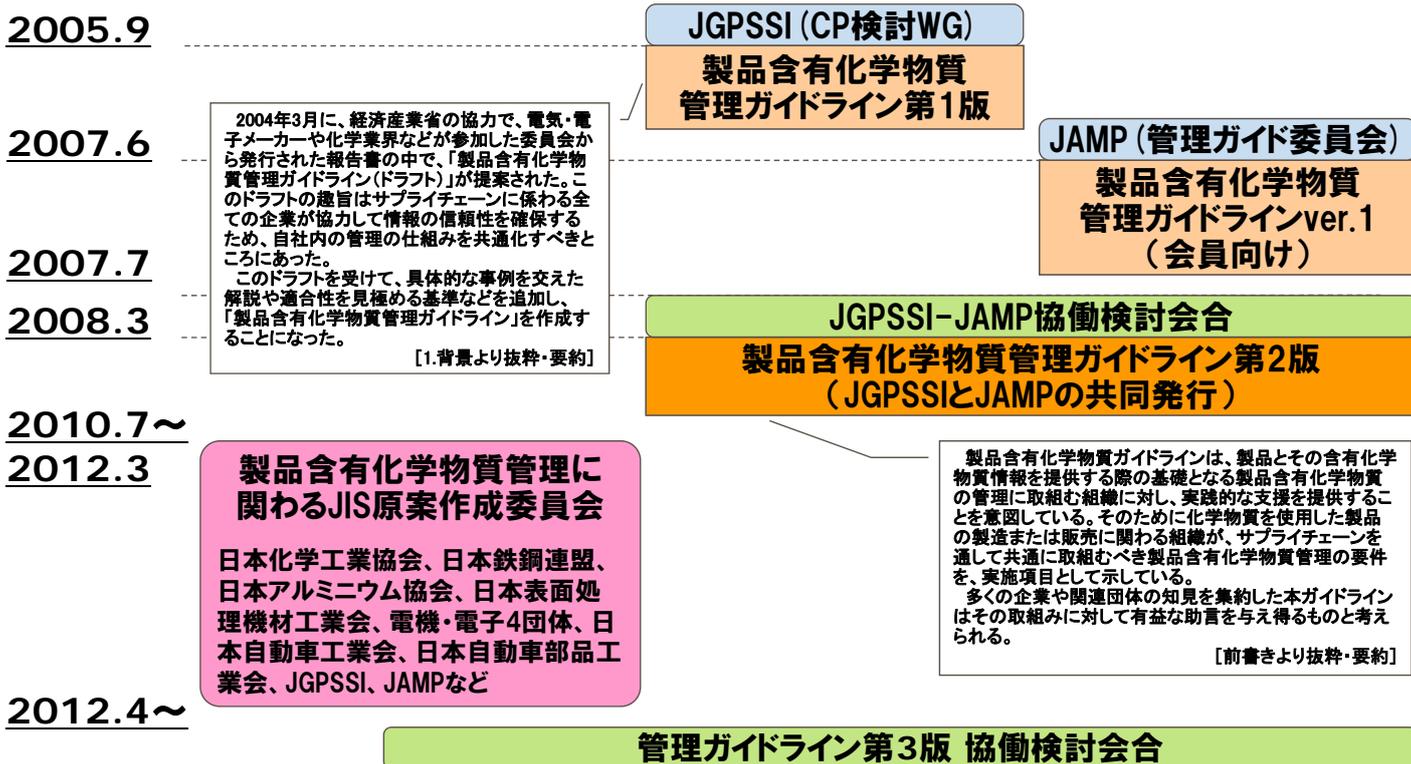
- 厳しさを増すものづくりの環境
 - コストや機能の厳しい競争
 - 加えて環境への配慮、CSR。特に化学物質。
- 製品に含有される化学物質は、基本的に製造者にしかわからない
 - どのような化学物質を製造工程に投入し、製造工程でどのような化学物質が生成しているのか(製造者が管理)
 - その結果、製品にどのような化学物質が含有されるのか(供給先に伝達)
 - 製品含有化学物質の情報は、規制への対応に必要な基本情報
- 長く複雑なサプライチェーン(供給網)を通じて、1つの最終製品が作られる
 - どこかで禁止物質が含有されれば、それは川下側に流れ、最終製品に含有される。
 - 分析による確認は困難。特に、成形品中の化学物質。分析によらない製品含有化学物質規制対応が必要
 - リスク評価に基づく化学物質のリスク管理・適正な利用

製品含有化学物質規制対応のための主要な取組み



- サプライチェーンにおける製品含有化学物質の管理と情報伝達に関わる代表的な取組みを整理した。それぞれの取組みの普及・活用状況は異なる。

製品含有化学物質管理に関する共通化・規格化への取組み

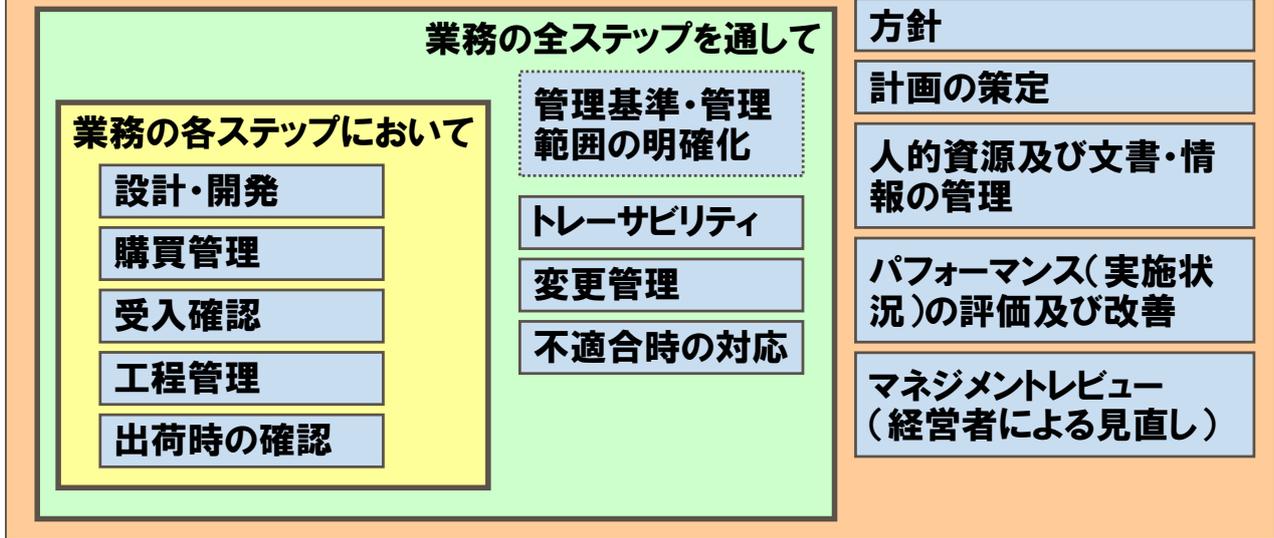


製品含有化学物質の管理体系

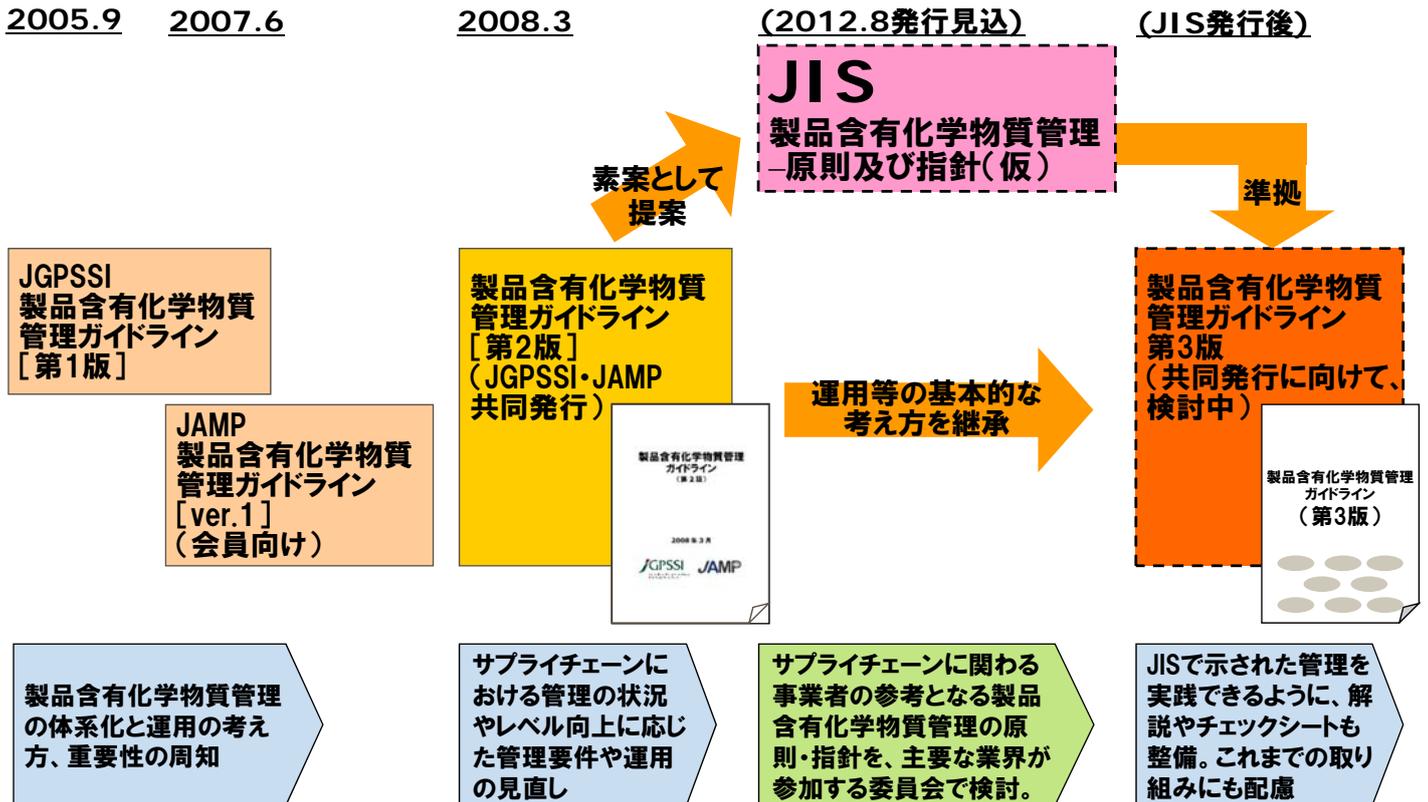
- ものづくりに関わる事業者が、製品含有化学物質管理に自ら取り組む際に必要となる共通的な管理要件。PDCAサイクル形式

製品含有化学物質
管理ガイドライン(第2版)
実施項目の構成

製品含有化学物質管理を確実に実践するために
(PDCAサイクルによるマネジメントシステム)



製品含有化学物質管理に関わる文書の系譜



製品含有化学物質管理の標準化の効果(1)

<標準化の意味>

- 製品含有化学物質の体系的な管理要件規格化することで、川上・川中・川下の事業者、専門の加工業者、商社、中小企業等まで、サプライチェーンに関わる事業者に参加とすることができる。
- 製品含有化学物質規制とその対応は、新しい課題であり、1つの「あるべき姿」が必要。
 - 管理に取り組むことで、適切な管理が実践される。ものづくりにおいて、製品含有化学物質にも留意することで、業務の中に製品含有化学物質管理を組み込み、定着させることができる。

製品含有化学物質管理の標準化の効果(2)

<個社における効果>

- 個社における管理の実践、レベル向上、効率化
- BtoB(供給者、供給先との関係)においても、双方の負荷を低減
- 自社のノウハウの活用、蓄積
- (余計な分析に依らない)情報伝達による製品含有化学物質管理の実現
- 信頼性の高い製品含有化学物質情報の伝達、規制遵守におけるリスク低減
 - 製品自体の適合は別

<サプライチェーンにおける効果>

- サプライチェーン全体の製品含有化学物質管理レベル向上
- 信頼性の高い製品含有化学物質情報の伝達
- サプライチェーンにおける管理・情報伝達のボトルネック解消、管理に関わる負荷低減
- コミュニケーションの促進
- サプライチェーンでの化学物質管理の促進

国際標準化に対する意見の例

- 製品含有化学物質管理に関するJIS(以下、「管理JIS」)の内容は、ISOにした方が広めやすい。
- 管理の考え方については今後さらに、アジアを中心に広めていく必要がある。海外への説明資料として、英訳版を早めに出していく必要がある。
- 「管理JIS」に書かれている「製品含有化学物質管理の原則」はユニークで、この考え方が世界にも広まると良い。デファクト・スタンダードを目指す方法もあるが、ISOの方がより広まりやすい。
- 「管理JIS」は、欧州のREACH規則よりよくまとまっており、哲学がしっかりしている。国際標準化を目指す際には、国内でやってきたことがそのまま海外でも通用するということが重要。やらされるのではない。少し長いスパンで見えていくべき。
- 国際規格提案を行うには、国際標準化の目的、メリットを明確にする必要がある。
- 国際標準化については、進めるべきと、いらないという両意見があると思う。国際提案をする必要性を考えた場合、「管理JIS」が国内においてどの程度普及・波及するのが重要となる。
- ISOへ提案する際には、適合性評価が可能なマネジメントシステム規格として提案をするかどうかについて改めて検討が必要。
- 「管理JIS」を基にした国際規格提案は日本の競争力を高めることにもつながり、戦略的に進めていく必要がある。ISO化の作業は大変時間がかかるので、提案をするのであれば早ければ早いほど良い。

サプライチェーン全体での管理の実践推進のために

- 各組織においては、標準化されて製品含有化学物質管理の考え方を理解・尊重し、管理の仕組みを構築し、管理に基づいた製品とその情報を提供することが重要となります。
- サプライチェーンにおいて、供給者は、自らの製品含有化学物質管理の取り組みについて表明・評価・説明し、調達者は、その取り組みを最大限評価・尊重してください。
- サプライチェーンにおける製品含有化学物質の管理レベル向上と負荷低減には、コミュニケーションが重要となります。



■ **関連情報**

- **アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP)**
<http://www.jamp-info.com/>
- **グリーン調達調査共通化協議会 (JGPSSI)**
http://www.db1.co.jp/jeita_eps/green/greenTOP.html
- **みずほ情報総研株式会社**
<http://www.mizuho-ir.co.jp/>

- **ご質問等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。**

MIZUHO

Mizuho Information & Research Institute, Inc.

菅谷 隆夫

みずほ情報総研株式会社 環境エネルギー第2部

e-mail: takao.sugaya@mizuho-ir.co.jp

本書の無断での複製、転載等は著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書に記載されている文章、図表等を複写される場合は、発行者の許諾を得てください。また、本書に記載された情報の利用にあたっては各自の判断に基づき行うものとし、発行者はそれによって生じた一切の損害については責任を負いかねます。